



## ●平成29年3月12日に準中型免許が新設されます

---

準中型免許は既存の「普通免許」と「中型免許」の間にくる運転免許です。一見、新しい運転免許が増えただけのように見えますが、**法改正後に「普通免許」を取得する方は注意してください。**これまでよりも車両総重量、最大積載量が小さな車しか運転できなくなります。



## ●なぜ準中型免許が新設されたのでしょうか

---

平成19年6月に「中型免許」が新設されました。その際、普通免許で運転できるトラックは車両総重量5トン未満と定められました。一方、各種ニーズにこたえるため、保冷設備やパワーゲートなどを装備した車両が増え、2トントラックであるにもかかわらず、車両総重量が5トンを超えるものが多くなりました。このため、中型免許が必要になるのですが、年齢や経験年数が、高校新卒者などの若いドライバーが働く際のネックとなっていました。こうした経緯から、運転経験年数を問わず、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の小型トラックの運転を可能とする新たな運転免許「準中型免許」が新設されました。

# ● 運転できる車はどう変わるのでしょうか



～3月11日までの普通免許

**最大積載量 3トン未満**  
**車両総重量 5トン未満**  
**乗車定員 10人以下**



3月12日以降の普通免許

**最大積載量 2トン未満**  
**車両総重量 3.5トン未満**  
**乗車定員 10人以下**



俗にいう2トントラックは  
運転することができません

2トントラックを運転するためには  
**「準中型免許」が必要になります**

準中型免許

**最大積載量 4.5トン未満**

**車両総重量 7.5トン未満**

**乗車定員 10人以下**



● 早目に免許を取った方がお得ということ？



そのとおりです。

法改正後の普通免許では運転できる自動車の範囲が非常に狭くなりますので、「準中型免許」制度が開始される前に運転免許を取得することをお勧めします。